

吹田市自治基本条例見直し検討 中間報告書

平成 28 年（2016 年）6 月

吹田市市民部市民自治推進室

《 目 次 》

1. 中間報告書作成にあたって……………	1
2. 見直し検討経過と今後の予定……………	2
3. 見直しに関する意見の概要（条項別）……………	5

1. 中間報告書作成にあたって

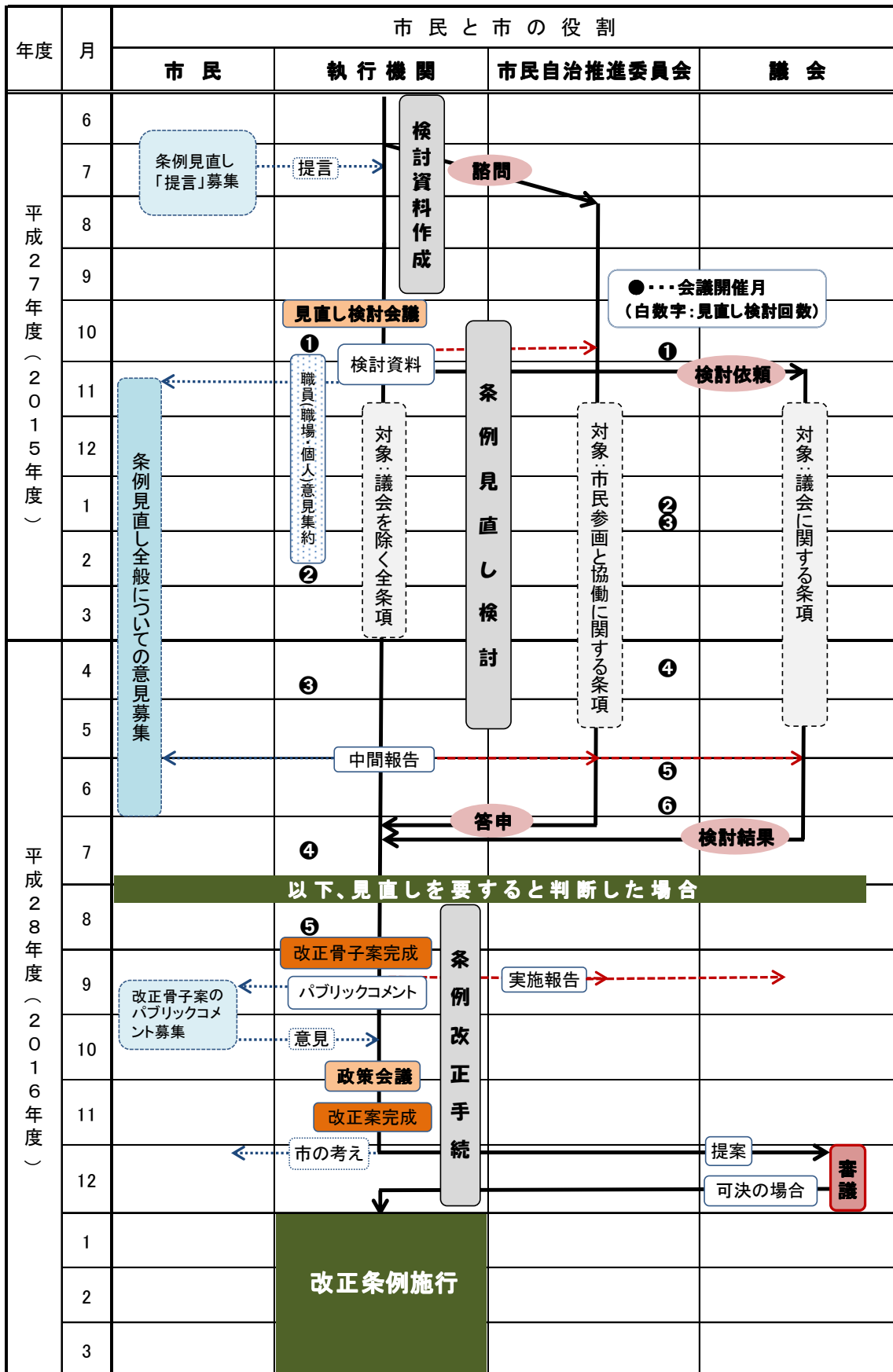
吹田市では、平成19年（2007年）1月1日から、まちづくりの基本的なルールを定めた「自治基本条例」を施行し、市民自治を推進しています。

現在、同条例第32条「施行の日から5年の期間を超えないごとに、この条例の各条項について検討を加え、その結果、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる」に基づき、見直し検討を行っておりますが、この見直し検討は、条例改正を前提としたものではなく、社会・経済情勢等に照らして見直すべき点がないかを点検することが目的となります。

この中間報告書は、平成28年（2016年）4月末までに寄せられた市民意見や「市民参画及び協働に関する条項」の見直し検討を諮問している市長の附属機関「市民自治推進委員会」及び庁内の関係部長級等職員で構成される「自治基本条例見直し検討会議」の意見を整理したものであり、見直すべき方向性を表したものではありません。

今後、同報告書を市民や議会に公表することにより、さらに多くの御意見をお聴きし、平成28年（2016年）7月をめどに、条例を見直す必要があるかどうかについて、自治基本条例見直し検討会議において総合的な見地から判断してまいります。

2. 見直し検討経過と今後の予定



市民意見の募集 意見提出件数：20件（8通）

- 平成27年6月～8月、市報等で見直しについての提言を募集しました。
- 平成27年11月、「自治基本条例見直し検討資料集」を公開し、市報等で条例見直し全般について意見を募集しました（28年6月まで募集）。また、以下の団体等に、見直しに関する文書の配布等を通じ、意見を求めました。 （ ）は団体等の数
過去の市民自治推進委員会委員（19）
地域団体代表 連合自治会（34）、福祉委員会（33）、
青少年対策委員会（32）、体育振興協議会（33）、
単位PTA（70）
NPO・ボランティア登録団体（294）
市と協働で事業を実施している団体等（50）（抽出）
- その他、地域やNPO団体の集まり、市民公益活動センター講座の出席者に、見直しに関する文書の配布等を通じ、意見を求めました。

-
- 平成28年9月以降、「自治基本条例改正骨子案」についてパブリックコメントを募集します。（自治基本条例を見直すこととした場合）

職員意見の募集 意見提出件数：1件（1通）

- 平成27年10月～28年1月、職員（職場・個人）意見を募集しました。
- 平成28年1月、「職員研修～地域主権時代の自治基本条例～」を開催し、あわせて職員意見を募集しました。

講師：阿部 昌樹 氏（（仮称）吹田市地域委員会研究会会長、元吹田市市民自治推進委員会委員長、大阪市立大学大学院法学研究科教授）

参加者：37名

自治基本条例見直し検討会議の設置等

- 平成27年10月から、「議会に関する条項」を除くすべての条項について見直し検討を行うため、庁内の関係部長級等職員からなる「自治基本条例見直し検討会議」を設置し、議論しています。

①平成27年10月22日（木）

- 自治基本条例見直し検討の進め方について他

②平成28年2月29日（月）

- 自治基本条例見直し検討について

③平成28年4月26日（火）

- 自治基本条例見直し検討について

④平成28年7月中旬（予定）

- ・市民自治推進委員会の答申について
- ・自治基本条例見直しの必要性について

⑤平成28年8月（予定）※自治基本条例を見直すこととした場合に開催

- ・自治基本条例改正骨子案について

市民自治推進委員会への諮問等

- ・平成27年8月、自治基本条例第30条第2項に基づき、「市民参画及び協働に関する条項」の見直し検討について諮問しました。

- ・上記諮問に基づき、委員会で議論しています。

①平成27年10月30日（金）

- ・自治基本条例見直し検討の進め方について他

②平成28年1月12日（火）

- ・「市民参画及び協働に関する条項」の見直し検討について

③平成28年1月19日（火）

- ・「市民参画及び協働に関する条項」の見直し検討について

④平成28年4月14日（木）

- ・答申案の内容について

⑤平成28年6月2日（木）

- ・答申案の内容について

⑥平成28年6月23日（木）

- ・答申案の内容について

-
- ・平成28年7月初旬に市長へ答申（予定）

議会への報告等

- ・平成27年11月、市議会議長等に対し、自治基本条例のうち「議会に関する条項」については、現行の二元代表制を考慮し、必要であれば議会自らご検討いただくよう、申し入れを行いました。その後、全市議会議員に「自治基本条例見直し検討資料集」を配付しました。

3. 見直しに関する意見の概要（条項別）

（※ 直接見直しに言及されていない意見は割愛しています）

総論

《見直しの必要性について》

【市民意見】

- ① 条例どおり実施してくれれば、見直しは必要ない。
- ② 10年ほど前と比べ、市民自治の実相が変わったと実感した市民はほとんどいない。投票率・自治会加入率・防災訓練参加率など、どのデータでも向上・改善したとは言い難い。このような状況で、条例を見直すことは単なる文言いじりに終わる危険性がある。見直しスケジュールを変更し、時間を掛けて検討し直すことにしてはどうか。
- ③ 条例の目指す市民自治が、草の根的に市民が自ら治める気風と実態が定着することとすれば、何を、どこから、いつまでに進めるかの共通理解の醸成から始めるべきで、そうしたビジョン（さらに構想・目標）の実現に向け、条例を見直されるよう期待する。
- ④ 現時点で社会ニーズに合っていないなければ見直せばよいが、現状、不備を考えていない。

【自治基本条例見直し検討会議意見】

- ① 情報提供と幅広い意見を伺うことが大切であるが、条例の制定過程で色々な意見を聞きながら練り上げたので、10年経っても見直す必要はないほどの条例と考える。例えば、危機管理の条項がないからといって、条例の役割が十分果たせないわけではない。
- ② 条文を変える必要はないと思っている。基本的には条文の修正ではなく運用の方でもっと工夫すべきである。

各論

前文

吹田市は、人類共通の願いである恒久平和を希求し、市民の健康と福祉の向上を基本として、個人の尊厳と自由が尊重され、安心して住み続けることができるまちの実現に向け、市民とともに市政を進めてきました。全国に先駆けて、循環型社会への移行を進め、子どもや高齢者を支える福祉を推進するとともに、コミュニティの振興を図り、都市文化を育んできました。こうした施策は、市民と市との信頼と協力があってこそ実現したものであり、また、市民の自主的な活動は、吹田のまちを築く大きな原動力となってきました。

本格的な地方分権の時代を迎えた今日、先人の英知とたゆまぬ努力により発展してきたこのまちを、だれもが安心していつまでも住み続けたいくなるまちとして次世代に引き継いでいくために、今まで以上に市民及び市は、それぞれの役割と責任の下に、お互いに協力して市民自治を行うことが求められています。

そのために、市民は、市民自治の担い手であることを改めて自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、市政運営に主体的にかかわらなくてはなりません。

他方、市は、効果的かつ効率的な市政運営に努めるとともに、市民参画及び協働を推し進め、地方分権の時代にふさわしい独自の政策を掲げ、推進しなければなりません。そして、市は、すべての市民が誇りに思い、一人ひとりの人権が尊重される、真に自立した吹田市の実現を図らなければなりません。

ここに、市民及び市は、市民福祉の向上のため、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則を共有し、市民自治の確立をめざして、この条例を制定します。

《現状に合わせた見直しの必要性について》

【市民意見】

- ①「恒久平和」「個人の自由と尊厳を尊重」などを掲げている点は、他の自治体と比べて評価できる一方、「都市文化」の定義付けが不明確。後藤市長の3つの基本理念（①成熟社会に生きる②対話と傾聴③高質で品格あるまち）と関連させて検討してもいい。
- ②時代変化への対応を反映する必要があるので、「地方分権」から「地域分権」へ、「市民参加・参画」から「市民主権」への発想の転換、それに伴う内容の見直しが必要。

【市民自治推進委員会意見】

- ①二段落目の「本格的な地方分権の時代を迎えた今日、」の「今日（こんにち）」とはその時の情勢であり、見直さないと前文が古くなってしまわないか。
- ②最近ではより身近に、例えば（仮称）地域委員会などが議論されているので、前文に市民主権という言葉を加えてはどうか。
- ③条例の前文を見直すのは稀なケースで、条文を見直すのが通常のスタイルである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則を定め、市民、議会及び市長その他の執行機関のそれぞれの役割を明らかにするとともに、市民自治の運営原則に基づく制度等の基本を定めることにより、市民福祉の向上のため、市民自治の確立を図ることを目的とします。

（条例の位置付け等）

第2条 この条例は、本市における市民自治の基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。

2 執行機関は、この条例の趣旨にのっとり、その事務に関する法令の解釈を自主的かつ適正に行うものとします。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。
- (2) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、協力することをいいます。
- (4) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) 市 議会及び執行機関をいいます。

第2章 市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則

(市民自治の基本理念)

第4条 次に掲げることを市民自治の基本理念とします。

- (1) 市民は、等しく尊重されること。
- (2) 市民は、市民自治の担い手であることを自覚し、自らが地域のことを考え、自らの手で治めていくこと。
- (3) 市は、国及び大阪府と、それぞれの役割分担の下に、対等の立場で相互協力の関係に立って、自律的な市政運営を図ること。

(市民自治の運営原則)

第5条 次に掲げることを市民自治の運営原則とします。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市は、市政に関する情報を共有すること。
- (2) 市民参画の原則 市民は、自らの意思と責任の下に、市政に参画すること。
- (3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解と信頼関係を深め、協働すること。

第3章 市民の権利、責務等

(市民の権利)

第6条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 市政に参画すること。

《子どもの権利の追記について》

【市民自治推進委員会意見】

- ①自治基本条例見直し検討資料集によると、「子どもの権利」を自治基本条例に盛り込んでいる市が37%あるのは多い。子どもの貧困など新たな社会問題を盛り込むことも考えられる。
- ②吹田市は市民に子どもを含み、年齢で区切っていないが、愛知県日進市の自治基本条例では「市民参加」のところで「子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。」と規定している。

(市民の責務)

第7条 市民は、次に掲げる責務を有します。

- (1) お互いを認め合い、市民自治を協働して推進するよう努めること。
- (2) 市政に参画するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。

《「責務」の文言について》

【市民自治推進委員会意見】

- ①北海道栗山町自治基本条例は、町民の役割の規定はあるが、責務の規定はない。第7条特に第2号は、市民を縛るものではないか。責務は「しなければいけない」ということであるので、役割の方がいい。議会の責務と同じくらい重い意味であるのか疑問である。
- ②責務という言葉の原義はアカウントビリティであり、公金により仕事をしている人たちの応答責任の意味で、突き詰めると市民にはそのような責任はないので違和感はある。
- ③責務というよりも市民参画の際の心がけという意味と思う。
- ④市民に成長して欲しいとの思いから、制定当初、責務の規定を設けたのではないか。どちら側から条例を眺めるのかで変わらと思う。
- ⑤市民、議会、市長、職員と条文上はみな横並びで責務という言葉を使っている。
- ⑥市民の責務の規定は、しっかり市民の役割を果たしなさいという問いかけと思う。豊中市にも責務の規定はあり、吹田市でなくすと違和感が生じる。
- ⑦責務という表現は、市政運営に主体的にかかわらなくてはならない旨記載している前文と整合性を取っているので腑に落ちる。前文の主語は「市民及び市は」であり、市民が市民に責任を課した形式である。前文との兼ね合いから責務と書かざるを得ない。

(事業者の社会的責任)

第8条 市民としての事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、良好な都市文化の形成に寄与するよう努めなければなりません。

第4章 議会

(議会の役割及び権限)

第9条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、直接選挙を通じて選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、適正に行政運営が行われているかについて監視及び牽制^{けんせい}をする役割を果たします。

2 議会は、地方自治法の定めるところにより、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有します。

(議会の責務)

第10条 議会は、開かれた議会運営のため、その保有する情報を市民に公開し、市民と共有しなければなりません。

(議員の責務)

第11条 議員は、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、議会活動に関する情報等について、市民に説明するよう努めるものとします。

《議会基本条例の制定について》

【市民意見】

①議会活動の市民への説明責任を具体的に規定する。例えば、地方議会の運営をどのように行うのかを定めた議会基本条例などの策定を明記する。

【市民自治推進委員会意見】

①平成18年(2006年)に北海道栗山町議会が全国初の議会基本条例を制定した。10年前と比べて制定状況は変わっている。吹田市も更に議会の責務を明確にしてはどうか。委員会で検討できる項目は「市民参画及び協働に関する重要事項」であるが、議会を通しての市民参画ということで議論したい。

②自治基本条例と対になると言われるのが議会基本条例で、トレンドとしては議会の条項を膨らませるよりも、議会基本条例を作ってもらふべきである。そうしてお互いを補う戦略を取っている自治体が多い。それは議会側からの提案を待つより他はないが、附帯意見としてなら、意見を出してもいいのではないか。

第5章 市長及び市長以外の執行機関並びに職員の責務

(市長の責務)

第12条 市長は、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 市長は、その地位が選挙によって信託されたものであることを認識し、市民の意向を的確に行政に反映させ、市政の課題に適切に対処しなければなりません。

3 市長は、前項の目的を達成するため、職員を適切に指揮監督し、人材の育成に努めなければなりません。

《人材育成の具体的な研修の追記について》

【市民意見】

①下記のとおり第3項に下線部を追加する。

3 市長は、前項の目的を達成するため、職員を適切に指揮監督し、市民の公益活動に関する研修(※)を含む、人材の育成に努めなければなりません。

(※ 学識経験者や市民関係団体等の市民を講師とした協働による職員研修)

(市長以外の執行機関の責務)

第13条 市長以外の執行機関は、その職責に応じて、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して行政運営に当たらなければなりません。

(職員の責務)

第14条 職員は、市民の立場に立ち、創意工夫し、公正、誠実かつ効率的に職務の遂行に努めなければなりません。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、政策立案能力、法務能力等を身につけるよう努めなければなりません。

第6章 情報共有、情報公開等

(情報共有の推進)

第15条 執行機関は、市民参画及び協働の実効性を確保するため、市民との情報の共有に係る手法の整備を図らなければなりません。

(情報公開及び情報提供)

第16条 市は、市政に関して市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、その保有する情報を公開しなければなりません。

2 市は、市民生活に必要な情報を市民にわかりやすく、かつ、適時に提供するよう努めなければなりません。

(個人情報の保護)

第17条 市は、その保有する個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければなりません。

第7章 市民参画及び協働

(市民参画の推進)

第18条 執行機関は、市民の参画する機会が保障されるよう、次条から第22条までに定めるもののほか、多様な市民参画制度の整備を図らなければなりません。

《市民参画の分類及び手法の追記について》

【市民意見】

- ①市民参画の三つの分野（身近な地域のまちづくりへの参加、社会課題に対応するNPOなどの市民公益活動への参加、政策決定に市民が関わる市政への参画）を明記する。
- ②地域力や市民力を高めるには、主権者である市民が、市民同士あるいは行政と協働してまちづくりに積極的に参画することが必要なので、市民参画及び協働の前提である市民主権についても明記する。

【市民自治推進委員会意見】

- ①市民参画の場面は三つに分けられる。一つ目はテーマ型の市民公益活動の場で、二つ目は地縁型コミュニティの場。それら二つは自主的な活動と言える。三つ目は審議会やパブコメ等の市の政策決定のプロセスへの参画である。そのような分類で考えてはどうか。
- ②もっと具体的に市民参画について明記した方がいい。吹田市には市民参画の指針があり、市民参画の機会を増やそうとしている。
- ③参画と協働の定義が一つ前の時代の考え方で重い。現在、小学校区単位で市民の発言・活躍の場を設けるスモールな自治の在り方が追及されている。第4条第2項で市民自治を謳っているが、市民が行政の政策立案に入る形になっている。個人同士でもっと関われるシステムが書かれていない。
- ④市民参画の条文に個人がコミュニティに参加しやすくなるような条文を追加したい。
- ⑤審議会等への参画もパブコメも住民投票も公式な制度であり、上から変えていくものである。下から積み上げないと市民参画は実現できない。戦略を描けていない。
- ⑥条文にある審議会等への参画、パブコメ、住民投票に続く四つ目の市民参画の手法を書き足してもよい。第22条と第23条の間に、一つ盛り込んではどうか。
- ⑦市民参画の手法の充実は、自治基本条例解説書を今の時代に合わせて書けばよい。

(審議会等への参画)

第19条 執行機関は、審議会等を設置する場合には、原則として、その委員の全部又は一部を市民からの公募により選任しなければなりません。

2 執行機関は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければなりません。

《審議会等の運営について》

【市民意見】

- ①下記のとおり第2項から第4項を追加する。
 - 2 決定した公募委員は、審議会等の開催前に習熟した職員等のもとで、当該審議会等の目的、内容、現在までの審議状況、最終目標について、実のある研修を受けるものとします。
 - 3 審議会等の専門委員及び担当職員は、公募委員の発言の機会を尊重し、その発言が一過性にならないこと及び全体の議論が活発になるよう努めるものとします。
 - 4 傍聴人は、第4条第1号に基づく市民であり、等しく尊重されなければなりません。
 - 5 現行の第2項とする
- ②公募枠を設定していない審議会等がある。女性比率が明記されず、「すいた男女共同参画プラン」の目標値40%に達していない。公募市民は審議会等の委員兼任ができないが、団体枠は複数兼任が認められ、公平に選任されていないなど実態に問題がある。

(市民意見提出手続)

第20条 執行機関は、重要な条例の制定及び改廃、計画の策定等をしようとする場合は、その案を市民に公表し、それに対して市民から意見の提出を受け、その意見に対する考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して意思決定を行わなければなりません。ただし、緊急を要する場合又は法令等に特別の定めがある場合は、この限りではありません。

2 前項に規定する意見の提出に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めま

す。

《パブリックコメントの運用について》

【市民自治推進委員会意見】

- ①パブリックコメントは意見を提出しても原案どおりになるのではとの諦めのイメージがある。もっと検討段階から参画できるようにすべきではないか。
- ②パブリックコメントは敷居が高い。意見の内容が要望になっていることが多く、市民の提出の仕方が上手ではない。
- ③パブリックコメントは別の条例で定めているので、それでよい。

【自治基本条例見直し検討会議意見】

- ①パブリックコメントは今、賛否を聞くツールのようにになっているが、本来はもっと建設的な意見をもらうためのツールである。

(住民投票の実施等)

第21条 市長は、市政の重要事項について、広く住民の意思を確認するため、その都度、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 第1項の条例においては、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

(住民投票に関する条例の制定請求)

第22条 本市において選挙権を有する者は、市政の重要事項について、地方自治法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、前条第1項の条例の制定を請求することができます。

《住民投票条例の制定について》

【市民意見】

- ①自治体の重大問題に対して、常設型で住民投票を行えるよう明記する。

【市民自治推進委員会意見】

- ①自治基本条例解説書に「今後、常設型の制度にするかどうか、住民投票の請求権者を未成年者や外国人にも広げるかどうかも含め、十分議論を深めていくことが必要と考えます。」とあるので、一応議論すべきではないか。

- ②常設型は少なく、個別型が圧倒的に多い。例えば、原発のような地域を二分する問題を抱えていない限り、常設型にすると些末な事柄で請求が起き、市政運営に混乱をきたす。

(協働)

第23条 市民及び市は、相互理解と信頼関係に基づき、協働に取り組むよう努めるものとします。

2 市は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとします。この場合において、市の支援は、市民の自主性を損なうものであってはなりません。

《市民同士の「協働」の追記について》

【市民自治推進委員会意見】

- ①「市民同士」の相互理解が読みにくい。最近、地域で行なわれ始めたエリアマネジメントは、ほとんど市民同士の協働を市が理解を示して支援するものである。
- ②市との協働だけの記述では概念が古い。本来ある市民協働について書き込むことは一つの提案として考えられる。

【自治基本条例見直し検討会議意見】

- ①市民と市民の協働に対する支援については、自治基本条例の精神そのものが何かを考えれば、条例で十分カバーできているものとする。

第8章 コミュニティの尊重等

第24条 市民及び市は、暮らしやすい地域社会を築くため、コミュニティ（居住地域又は関心、目的等を共にすることで自主的に形成された集団又は組織をいいます。以下同じです。）の役割を尊重しなければなりません。

2 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。

《コミュニティの役割及び危機管理の追記等について》

【市民意見】

- ①コミュニティそのものの役割や必要性、具体的に地域自治組織などの役割を明確にする。
- ②（仮称）地域委員会については、（仮称）地域委員会研究会が市と共に初心に戻って検討されると思うので、自治基本条例に盛り込むことは尚早と思う。

【市民自治推進委員会意見】

- ①コミュニティは本来、3条くらいにまたがるくらい非常に熱いテーマである。条文にはコミュニティの協働が書かれておらず弱い。コミュニティ（自治会やNPO）が課題解決の器であることを明記すべきではないか。市長の方針は、自治会に重きを置いているように思うので、自治会という文言を加えるのも一案である。
- ②自治会加入率が50%を切ろうとしている。市長の施政方針でも、より多くの方が自治会活動に参加しやすく、その意見が反映される仕組みが必要とある。もっと個人が気楽に参加できる仕組みを考えられたい。例えば、千葉県市川市の地域ポイント制度は、献血や自治会の清掃活動でポイントを貯め、動植物園や市民プールの入場券に交換できる。

- ③市長が替わり、（仮称）地域委員会制度の導入がリセットされたが、地域自治の方向性として自治会だけでは立ち行かない。
- ④第4条第2号を実現するために、地域自治組織の必要性やコミュニティの一員になることが市民の役割であるとするべきではないか。
- ⑤市全体で一律に施策を実施するよりも地域の特性に応じて実施した方が満足度が高い。行政だけでは解決できない問題が存在するという市民側の視点が大事なので、そのような地域自治のことやそれにより市民の意見が反映されやすいという利点も書いて欲しい。
- ⑥市民間の合意形成のこと、市民が協働して課題を解決するには地縁型・テーマ型組織があることを書き加えればどうか。第24条は自主性の尊重が強調され、市が新しい組織や活動を生み出そうとする動きが読めない。
- ⑦コミュニティの定義に公益的という言葉がないので、何でもいいのかとなる。コミュニティではなく、市民公益活動団体とした方がよい。
- ⑧コミュニティの尊重の項目に、安心安全の取組、子どもの虐待防止などの危機管理について記述して欲しい。
- ⑨危機管理は第9章内に条を設けるか、第10章の前に章を設けることも考えられる。

第9章 行政運営の原則

（総合計画）

第25条 市長は、市の最上位計画として、総合計画（行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画をいいます。以下同じです。）を策定し、執行機関は、これに基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。

2 市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、広範な市民が参画できるよう努めるとともに、議会の議決を得なければなりません。これらの変更及び廃止をする場合も同様とします。

3 執行機関は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図らなければなりません。

《総合計画審議会の運営について》

【市民意見】

- ①すべての計画の基本となる総合計画への市民参加度を高めるためにも公募委員枠を広げる（前回20名中4名）。また、広く市民の声を聞き、反映する仕組みを検討する。

（組織編成等）

第26条 執行機関は、簡素で、市民にわかりやすく、社会情勢に柔軟に対応できる機能的な組織編成に努めなければなりません。

2 執行機関は、効果的かつ効率的な組織運営に努めなければなりません。

(財政運営)

第27条 市長は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画を策定し、効果的かつ効率的な政策等の展開を図り、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市長は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民にわかりやすい財務に関する資料について作成及び公表をしなければなりません。

(行政評価)

第28条 執行機関は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、政策等の目的を明確にし、その成果、達成度等について評価を行わなければなりません。

2 執行機関は、前項の評価の結果を事後の政策等に適切に反映させなければなりません。

3 執行機関は、第1項の評価の結果及び前項の規定により反映した結果を市民に公表しなければなりません。

(説明責任及び応答責任)

第29条 執行機関は、政策等の立案、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

2 執行機関は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければなりません。

第10章 市民自治推進委員会

第30条 本市に、市長の附属機関として、吹田市市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、市民参画及び協働に関する重要事項を調査審議し、答申するものとします。

3 委員会は、市民参画及び協働に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

4 委員会は、委員8人以内で組織します。

5 委員は、地方自治に関し識見を有する者及び市民のうちから市長が委嘱します。

6 委員の任期は、2年とします。ただし、1回に限り再任されることができます。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

《市民自治推進委員会の審議範囲拡大等について》

【市民意見】

- ①委員会の審議範囲が「市民の参画及び協働に関する重要事項」に限定されているが、条例の実施状況全般に広げる。また、市長の諮問がなくても調査審議、答申できるようにし、委員会の自立性を高める。

- ②審議範囲の制限が市長の諮問機関であることによる限界だとすると、委員会とは別の市民を含めた第三者機関で「市民参画や協働」の市民自治推進の現場の実態を調査・評価・推進して改善提案を行う制度の併設などを条例に追加すべきではないか。
- ③第1条の目的を実現するために、「市民自治ビジョン策定管理委員会」の設置を提案する。委員会は、公募市民、市長及び市長の指名する者で構成する。任務は将来ビジョンの策定、近未来構想と実現計画、目標管理、報告義務とする。委員会を条例に追加するか、別の形で設置・運用するかは特にこだわらない。

【市民自治推進委員会意見】

- ①委員会の審議範囲が限られているが、委員会の目的は自治基本条例の実効性の確保にあるので、条例全般に広げてもいいのではないかと。限定する理由として行政運営を停滞に招く恐れがあるとの議論が制定時にあったようだが、本当にそういう恐れがあるのか。
- ②審議範囲について、「市民参画及び協働に関する重要事項」に「等」を加えればよい。
- ③委員会は諮問に応じて答申すると定めてあるので、市長はその都度諮問内容を限定すればよく、「市民参画及び協働に関する重要事項」は削除してかまわないのではないかと。

第11章 国及び大阪府その他の自治体との連携及び協力

第31条 市は、共通する課題を解決するため、国及び大阪府その他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとします。

第12章 条例の見直し等

(条例の見直し)

第32条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の各条項について検討を加え、その結果、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとします。

その他

《ファンドの形成支援について》

【市民意見】

- ①ファンドの形成について、次々に新しい手法が提案されている。条例においても、積極的にファンド形成を支援する記述が欲しい。

《監査の規定について》

【職員（職場）意見】

- ①自治基本条例見直し検討資料集によると、「監査」の規定を自治基本条例に盛り込んでいる市もあるが、監査制度そのものは地方自治法に定めがあり、本市では別の条例で規定している。自治基本条例にあえて記載するとすれば、同資料集 52 ページの三田市のように「監査の充実を図る」ということで足りる。

吹田市自治基本条例見直し検討中間報告書

発行 市民部市民自治推進室

住 所 : 〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

TEL : 06-6384-2139

FAX : 06-6384-1292

E-mail : ks_jichi@city.suita.osaka.jp